

【参考】 保育の必要性について

保育を必要とする事由 (施行規則第1条の5)	保育必要量 (施行規則第4条)		認定にあたって必要な書類 (施行規則第2条) (★は市の様式があります)	有効期間 (施行規則第8条)
	標準時間 (※1)	短時間 (※2)		
①就労				
月48時間～120時間未満		○	★就労証明書	最長、就学前まで
月120時間以上	○			
②妊娠・出産	○	○ 希望により可	母子手帳の写し（表紙と出産予定日が分かる箇所）	※3
③保護者の病気・けが・障がい	○	○ 希望により可	★診断書又は障がい者手帳（障害の内容や等級が分かるもの）	最長、就学前まで
④同居親族等の介護・看護				
月48時間～120時間未満		○	①介護を受けている方の障害者手帳又は介護保険被保険者証のコピー等 ②★タイムスケジュール	最長、就学前まで
月120時間以上	○			
⑤震災、風水害、火災など災害の復旧	○	○ 希望により可	罹災証明書	最長、就学前まで
⑥求職活動		○	★求職活動申立書	※4
⑦就学（大学、専門学校、職業訓練校など）				
月48時間～120時間未満		○	①在学証明書 ②時間割の分かる書類	卒業予定日又は修了予定日の月末まで
月120時間以上	○			
⑧ 虐待や配偶者等からのDVのおそれ	○	○ 希望により可	※5	最長、就学前まで
⑩ 市が認める上記に類する状態にあるとき	○	○	※5	市が認める期間まで

※1 1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間まで）利用できます。

※2 1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間まで）利用できます。

※3 母子手帳の交付を受けた保護者が希望する日から、出産または出産予定日から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日まで

※4 効力発生日から90日を経過する日が属する月の末日まで

※5 オンライン申請時は書類の添付は必要ありません。（申請後、聞き取り等を行い、必要に応じて書類を用意していただきます。）